

## 埼玉県立大学図書館県民公開規程

平成 1 1 年 8 月 2 0 日

埼玉県立大学規程第 50 号

### (趣旨)

第 1 条 この規程は、埼玉県立大学図書館利用規程（埼玉県立大学規程第 40 号）第 4 条第 4 号の規定に基づき、埼玉県立大学図書館（以下「図書館」という。）を本学の目的に支障のない範囲で、県民の専門的な調査研究等に資するため公開することに関し、必要な事項を定めるものとする。

### (利用資格)

第 2 条 図書館を利用できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、児童、生徒及び大学等への受験のために利用する者を除く。

- 一 埼玉県内に居住する者。
- 二 埼玉県内の事業所等に勤務する者。
- 三 埼玉県内の大学・短期大学等に在学する者。

### (公開しない場合)

第 3 条 図書館は、次の各号に該当する場合は公開しない。

- 一 図書館利用規程第 6 条に定める休館日
- 二 その他館長が必要と認めた場合

### (利用時間)

第 4 条 図書館の利用時間は、図書館利用規程第 5 条に定める開館時間とする。ただし、館長が必要と認めた場合は、これを変更することができる。

### (利用手続)

第 5 条 図書館の利用を希望する者は、閲覧申込書に必要事項を記入の上、利用者資格を証明する書類を提示して、館長に提出するものとする。

- 2 館長は、前項の申込書等により、利用目的その他が適当と認めるときは、申込者に閲覧証を交付する。
- 3 閲覧証の有効期限は、交付の日から 1 年間とする。

### (利用の範囲)

第 6 条 前条第 2 項の規定により、閲覧証の交付を受けた者が利用できる範囲は、図書館が所蔵する資料の館内閲覧及び文献複写とし、情報ラウンジ、グループ研究室及び閲覧ブース等の施設については、利用することができない。

### (図書の館外貸出)

第 7 条 第 2 条に規定する利用資格を有する者のうち、県内在住若しくは在勤の保健・医療・福祉関係従事者及び看護教員養成講習会受講生は、図書の館外貸出も受けることができる。

( 館外貸出証の交付 )

第 8 条 前条に規定する図書の館外貸出を希望する者は、館外貸出証交付願に必要事項を記入の上、利用者資格を証明する書類を提示して、館外貸出証の交付を受けるものとする。

2 館外貸出証の有効期限は、交付の日から 1 年間とする。

3 図書の館外貸出冊数は 3 冊までとし、貸出期間は 1 週間以内とする。

( 遵守事項 )

第 9 条 図書館を利用する者は、図書館利用規程その他諸規則を守り、職員の指示に従わなければならない。

( 準用規定 )

第 10 条 この規程に定めるもののほか館外貸出できない資料、文献複写、損害賠償等必要な事項については、図書館利用規程を準用する。

附 則

この規程は、平成 1 1 年 8 月 2 0 日から施行する。